

公募型プロポーザルの実施について

市川市長 村越 祐民

広報いちかわ制作業務委託の公募型プロポーザルを実施するので、下記のとおり公告します。

記

1. 件名 広報いちかわ制作業務委託

2. 施行場所 市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号 市川市 広報室 広報広聴課

3. 施行期間 令和 3 年 9 月 1 0 日から令和 4 年 3 月 3 1 日

4. 概要

市川市の広報紙である「広報いちかわ」の発行に当たり、編集会議への参加、原稿のリライ  
ト・一部作成・校正、デザインレイアウト、イラスト作成、印刷原稿の制作、DTP 編集、編集  
データの納品を行う他、原稿整理を行う。また、市公式 Web サイトに掲載するための PDF と HTML  
データ及びメールマガジンで配信するためのテキストデータを委託者に納品する。

5. プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

プロポーザル参加申請日（以下「申請日」という。）現在において、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 市川市入札参加業者適格者名簿（委託）の大分類「広告・催事」に登録している者
- (2) 自治体広報紙（月 1 回以上定期的に発行されたもの）の制作業務を、元請として受託した実績がある者
- (3) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、プロポーザルに参加できないものとする
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本件のプレゼンテーション実施日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者
  - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者
  - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者
  - エ この公告日から入札執行日までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者
  - オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、当該状態が継続している者
  - カ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条各号に規定する中小企業等協同組合にあたる者（以下「組合」という。）が入札参加申請をした場合における当該組合の理事が所属する他の法人若しくは個人
  - キ プロポーザルに参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
  - ク 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和 5 0 年 1 2 月 1 3 日施行）別表第 1 及び別表第 2 に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の発生が判明し、当該

事実により適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者

#### 6. プロポーザル参加申請及び資格の確認

プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり申請をし、参加資格の確認を受けなければならない。なお、プロポーザル手続きの詳細は、「広報いちかわ制作業務委託 公募型プロポーザル応募要領」によるものとする。

##### (1) スケジュール

① 申請期間	令和3年7月20日(火)～8月10日(火)
② 質疑書の提出締切	令和3年7月30日(金) 午後4時まで
③ 質疑書に対する回答	令和3年8月3日(火)
④ 参加申込書及び提案資料提出 締切	令和3年8月10日(火) 午後4時まで
⑤ プレゼンテーション	令和3年8月16日(月)
⑥ 結果通知発送	令和3年8月18日(水) 予定

##### (2) 提出書類・提出部数・提出期限

本プロポーザルへの参加希望者は、下記の書類を提出し、参加申し込みを行うものとする。

提出書類	部数	提出期限
① 参加申込書(様式1)	1部	令和3年 8月10日(火) 午後4時まで
② 誓約書・委任状(様式2)	1部	
③ 類似業務実績調書(様式3)	1部	
④ 様式3を証するもの	1部	
⑤ 見積内訳書(様式4)	1部	
⑥ 提案資料(A4横・様式任意)	7部	
⑦ 紙面サンプル(タブロイド版)	7部	

(3) 提出先 市川市八幡1丁目1番1号  
市川市広報室広報広聴課  
電話 047-712-8632

##### (4) 提出方法

- ・事前に連絡のうえ持参による提出のみとする。
- ・受付は開庁日の午前9時から午後5時までとする(最終日を除く)。

##### (5) 質問および回答

- ・質疑書(様式4)により、事務局あての電子メールにより、令和3年7月30日(金)午後4時までに提出のこと。
- ・着信確認のため、電子メール送信後、必ず事務局まで電話連絡のこと。
- ・回答は、本市公式Webサイトに掲載する。

#### 4. 審査方法

本事業は、プロポーザル方式により、公募に応じた参加者から企画提案書の提出を求め、市川市が設置する選考委員会において、別紙の評価項目を総合的に審査・評価し、当該事業の目的及び内容に最も適した者を受託候補者として特定する。

##### (1) 審査方法

- ① 提出書類および提案内容のプレゼンテーションとそれに対する質疑応答を勘案し、選考委員会の評価を踏まえ、候補者1者および候補次席者1者を特定する。
- ② 参加申込書提出者が1者であっても評価を行い、候補者として適当でないと認められる

場合には、候補者として特定しないことがある。

(2) プレゼンテーションの日時・場所

- ・令和3年8月16日（月） 午後2時00分～
- ・市川市役所第1庁舎 会議室2
- ・参集時間は別途通知する。

5. その他

(1) プロポーザル手続きの詳細は、「広報いちかわ制作業務委託 公募型プロポーザル応募要領」によるものとする。

(2) 業務の履行について

業務の履行にあたっては、別紙「業務委託契約の適正な履行について」を遵守しなければならない。

6. 事務局

〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号

市川市 広報室 広報広聴課

[TEL:047-712-8632](tel:047-712-8632) FAX:047-712-8764

mail: [kohokocho@city.ichikawa.lg.jp](mailto:kohokocho@city.ichikawa.lg.jp)

URL:<http://www.city.ichikawa.lg.jp/>